

受理番号	受理年月日	件名及び要旨	提出者	紹介議員氏名	付託委員会名	議決結果
24年第6号	24.6.4	<p>東海第2原子力発電所の再稼働を認めず、廃炉を求める意見書提出を求める請願</p> <p>平成23年3月11日、東日本大震災を契機に起きた東京電力福島第一原子力発電所の事故は、これまで言われてきた安全神話の欺瞞性を誰の目にも明らかにした。茨城県のほとんど全域が福島原発に由来する放射性物質の汚染地帯となった。とくに県南地域にはホットスポットと呼ばれる高濃度汚染地域が点在し、子どもを持つ母親や妊産婦に計り知れない不安を与えている。</p> <p>福島原発事故から約1年を経た今になってもまだ、事態は収束しているわけではない。それにもかかわらず政府は収束宣言を出し、危機は去ったかのように宣伝している。しかし、事故現場からは、放射能がいまも毎日、空へ、海へ、地下へと放出され続け、汚染が進んでいる。放出された放射線量は、すでにチェルノブイリ事故の時を上回ったとの報告もある。</p> <p>子を持つお母さんたちは、毎日、子どもに何を食べさせるか、プールに行かせるか、保育所・幼稚園・学校の校庭で遊ばせるか、このまま汚染された地域に住み続けていいのか、子どもだけでも疎開させた方がいいのか、などさまざまなことで苦しい選択を迫られている。しかも、多くのお母さんは、こうしたことについて、親や親せきにも聞くことがはばかられ、夫にさえ相談できず、不安と孤独感に苦しめられている。</p> <p>茨城県には東海村に日本原子力発電株式会社による東海第2発電所が存在し、その東海第2発電所は建設から33年と老朽化しているにも拘わらず操業を続けてきた。今回の震災では、福島第一原発と同じく、地震と津波に見舞われて外部電源は切れ、非常用電源も被害を受けた。破損しなかった2台の非常電源で冷却を続け、3日半後によりやく冷温停止となるという、まさに危機一髪の状態であったと言われている。</p>	茨城県母親大会連絡会 会長 長田 満江	大内 久美子	防災環境 商工	不採択

	<p>る。</p> <p>今回の事故で政府の原子力安全委員会は、原発事故時の立ち入り禁止区域を 30 キロ圏内に広げることにした。茨城県東海第 2 原発の場合、30 キロ圏には約 100 万人、20 キロ圏内でも約 75 万人が生活している。国内の原発の中で、最も人口稠密地帯を抱える東海原発である。首都圏までわずか 120 キロしかない。この東海原発にこれ以上の操業を認めることはできない。</p> <p>以上のことから、地方自治法第 99 条の規定に基づき、東海第 2 原子力発電所の再稼動を認めず廃炉を求める意見書を貴議会で採択し、内閣総理大臣ほか関係大臣、衆参議長並びに茨城県知事に対して提出するよう請願する。</p> <p>【請願事項】</p> <ol style="list-style-type: none">1 東海第 2 原子力発電所の再稼動を認めないこと。2 東海第 2 原子力発電所の廃炉を国と事業者を求めること。3 廃炉に伴う雇用、周辺自治体、周辺経済などへの影響に十分な配慮をすること。4 茨城県の原子力災害対策を見直し、30 キロ圏内の約 100 万人県民の安全対策や避難計画、また新たな 50 キロ圏内の原子力災害計画を策定すること。				
--	--	--	--	--	--